

指定就労継続支援A型事業所 管理者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公印省略)

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に
基づく生産活動収支等状況調査票の提出について（依頼）

このことについては、平成 29 年 4 月より指定就労継続支援A型の指定基準が見直され、
「指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に
必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにし
なければならない」（指定基準省令第 192 条第 2 項）とされたところであり、各事業所に
おかれては、毎年、生産活動収支等状況調査票の提出並びに必要なに応じて経営改善計画書
の作成及び提出を行っていただいているところです。

つきましては、今年度も各事業所の生産活動収支等の状況を把握するため、下記により
必要書類の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

	提出書類	対象事業所
(1)	生産活動収支等状況調査票（別紙）	全ての事業所
(2)	経営改善計画書（別紙様式 2-1）	指定基準省令第 192 条第 2 項を満たしていない事 業所
(3)	経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等 （別紙様式 2-2）	
(4)	新型コロナウイルスによる生産活動収入減少等の 状況報告書（別添様式）	下記※に該当する事業所

※① 前回時点で経営改善計画の作成が**不要**であった事業所(新規開設事業所を含む。)

のうち、今回新たに経営改善計画書の作成が必要となる事業所で、生産活動収入
の減少等が新型コロナウイルスの影響である場合は、(4)を提出することで、(2)及
び(3)の提出は猶予することとする。

② 前回時点で経営改善計画の作成が**必要**であった事業所が、計画期間終了時に「収
益改善が認められる」等さらなる経営改善計画の作成を認める要件を満たさない

場合において、生産活動収入の減少等が新型コロナウイルスへの対応による影響である場合は、(4)を提出することで更なる経営改善計画の作成を認めることとする。

2 提出方法

下記担当者あて電子メールにより提出すること

3 提出期限

令和3年10月29日（金）

4 様式等掲載場所

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け > 就労継続支援 A 型
事業所の生産活動収支等状況調査について

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/agata_joukyouchousa.html

5 その他

- ・提出書類の(1)～(4)については、当該明細書など、法人の会計書類等と整合性がとれる内容としてください。また、必要に応じて、当該明細書等の提出を追加で求める場合があります。

【担当】

島根県健康福祉部障がい福祉課

自立支援給付グループ 藤井

TEL：0852-22-5239 FAX：0852-22-6687

E-mail：fujii-hiromitsu@pref.shimane.lg.jp